

医政メモQ&A

総合規制改革会議 「中間とりまとめ」

政府の総合規制改革会議（宮内義彦議長）は7月23日、年末の第2次答申に向けた「中間とりまとめ」を公表した。「経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」と題された報告書は、第2次答申の前段階となるもので、今年3月末に閣議決定された「規制改革推進3カ年計画」のうち推進方策が曖昧であると判断した項目をピックアップし、改革会議の主張を全面に押し出した書きぶりとなっている。

Q：医療分野における株式会社の参入は？

A：医業経営への株式会社参入によるメリットとしては、資金調達が多様化、徹底した患者ニーズの把握による患者サービスの向上等による患者満足度向上だけではなく、経営効率化につながるシステム環境整備、経営マインドの発揮、管理・事務スタッフ等必要な人材投入等による患者ニーズに直結した効率的な経営などが挙げられる。

Q：問題点は？

- A：**
- 1) 医療の強い公共性と株式会社の株主への利益配当という2つの要請には相容れない面がある。
 - 2) 医療機関が自己利益の追求に向けた行動を取る結果、患者の利益が損なわれるおそれがある。
 - 3) 全体として医療費の高騰を招きかねない。
 - 4) 株式会社が医療法人よりも効率的で医療の質の向上に寄与するという証拠はなく、米国においてもその問題点が指摘されている。
 - 5) 情報の非対称性という医療サービスの特殊性のため、サービスの質や量の決定が供給者側にゆだねられており、適正なサービスを選択できないおそれがある。

Q：結論は？

A：医療分野に株式会社の参入を認めない積極的な理由は存在しない。したがって、医療法第7条第5項の「営利を目的として開設しようとするものに対しては病院の開設の許可を与えないことができる」との規定、及び昭和25年の「会社組織による病院経営は認めない」こととしている事務次官通達等の該当部分は撤廃し、株式会社の参入を認容すべきである。

Q：「中間とりまとめ」に対する厚生労働省の意見は？

- A：**
- 1) 医療というのは地域に密着し永続的に活動することを前提としたものであるため、利益を求めて活動し、目的達成とともに事業を廃止する可能性のあるような株式会社の論理となじまない。
 - 2) 株式会社による医業経営については、利益の最大化を目的として、医療提供を歪めやすい構造になっている。
 - 3) 株式会社が利益最大化行動を取ることで、医療費高騰のリスクは大きく高まると考えられる。
 - 4) 株主に配当する必要がある、その分は医業収益で確保する他ないことから株式会社は医療法人に比較して高コストの性格を有する。

以上から、医療分野に株式会社参入を認めない積極的理由は存在する。

Q：医療分野の情報公開の推進は？

A：カルテ開示のルール化の確立やガイドラインの整備

国公立病院、特定機能病院等の第三者評価の受審を促進。結果はインターネットで公開

Q：「規制改革特区」の「通則法」の骨格

は？

- A: 1) 民間の提案を最大限活用し、地方公共団体が自発的に立案
 2) 生命や身体・健康に関する規制であるという理由によって対象外とすべきではなく、特例の対象となる規制は、刑法などを除き幅広いものとする。
 3) 国による税の減免や補助金といった従来の財政措置は用いない。
 4) 地方公共団体の責任をもって実施
 5) 重大な問題が生じなかった場合は、全国に展開

Q: 検討が予想される特区の例は？

- A: 1) 医療特区
 先端医療機能の集積と研究を推進。国内外の優秀な医師や研究者を招致、バイオ関連産業の集積を図る。
 2) 労働特区
 ハローワークの民営化、民間職業紹介の自由化など民間活力による雇用流動化を目指す。
 3) 農業特区
 耕作放棄地の多い地域などで株式会社や公的団体が新型の農業経営を実施する。
 4) 港湾特区
 国際競争力のある港湾コストの実現やサービスのための規制緩和を実施する。

5) 知的特区

外国人を含めた優れた人材の招致。大学を核として産業界や自治体と連携して研究成果の実用化を図れるような規制緩和を実施する。

Q: 特区に対する厚生労働省の考え方は？

A: 医療や福祉など国民の生命や身体・健康に関するサービスに係る規制については、次の理由から「施行」になじまず、特区制度の適用対象外とすべき。

- i 「試行」が失敗して事故等が生じた場合に事後的な対応は不可能であること
- ii 一部地域の住民のみを危険に曝すことは問題であること
- iii 生命や身体・健康に関する被害を防止するための代替措置を講ずることは困難であり、未然防止のための事前規制が必要不可欠であること
- iv 医療サービスや医療保険に係る規制の特例措置を講じた場合には、全国の患者や保険者に影響を与えざるをえず、地方公共団体の責任において特区内で完結させることは困難であること

日本医師会は、医療関連特区に対して国民の健康を守るためにある制度（医師法、医療法、健康保険法、薬事法等）の規制を特定の地域に限定して外し、実験することには断固反対を表明している。

(医政部長 中田 康信)

